

# 東京都北区みどりの条例施行規則において 区長が定めるべき技術的基準

平成二十五年八月二十九日東京都北区告示第三三三三号

(趣旨)

第一 この基準は、東京都北区みどりの条例施行規則（昭和六十年十二月東京都北区規則第二十七号。以下「規則」という。）別表第三及び別表第四において区長が定めることとされる技術的基準について定めるものとする。

(屋上緑化の技術的基準)

第二 規則別表第三第二号ウに規定する屋上緑化に関する技術的基準は次のとおりとする。

- 一 植栽は、樹木、多年草又は芝その他の地被植物によるものとする。ただし、一年生の植物及び蘇苔類によるものは、緑化面積に含めることはできない。
- 二 コンテナ類を用いる植栽は、緑化面積に含めることはできない。ただし、用いるコンテナ類の容積が百リットル以上のものであるとき又は容積が百リットル未満であってもコンテナ類をアンカーボルト、モルタル、接着剤等により建築物に固定させているときは、この限りでない。
- 三 植栽は、日照及び天水を見込める場所に行うものとする。ただし、植栽の生育に支障をきたさないことが明らかであるときは、この限りでない。

(壁面緑化の技術的基準)

第三 規則別表第三第二号ウに規定する壁面緑化に関する技術的基準は次のとおりとする。

- 一 壁面緑化は、次のいずれかの方法によるものとする。

- 1 直接登はん型（建築物の壁面に、直接植物を登はんさせて緑化する方法をいう。）
- 2 巻き付き登はん型（ワイヤー等の補助資材をアンカーボルト等によって建築物の壁面に固定した上で、当該補助資材に植物を絡ませて緑化する方法をいう。）
- 3 下垂型（建築物の屋上又は壁面上部に植物を植栽し、そこから植物を下垂させて壁面を被うことにより緑化する方法をいう。）
- 4 ユニット（パネル）型（フレーム等の補助資材をアンカーボルト等によって建築物の壁面に固定した上で、植栽マット等のユニットパネルを当該補助資材に対し垂直方向に設置して緑化する方法をいう。）

二 植栽は、樹木（木本性つる植物を含む。）又は多年草によるものとする。ただし、一の4に規定する方法においては、芝その他の地被植物によるものとすることができる。ただし、一年生の植物及び蘇苔類によるものは、緑化面積に含めることはできない。

三 一の1から3までに規定する方法においてコンテナ類を用いる場合は、緑化面積に含めることはできない。ただし、用いるコンテナ類の容積が百リットル以上のものであるとき又は容積が百リットル未満であってもコンテナ類をアンカーボルト、モルタル、接着剤等により建築物に固定させているときは、この限りでない。

四 植栽は、日照及び天水を見込める場所に行うものとする。ただし、植栽の生育に支障をきたさないことが明らかであるときは、この限りでない。

（駐車場の緑化舗装の技術的基準）

第四 規則別表第三第二号工に規定する駐車場の緑化舗装に関する技術的基準は次のとおりとする。

一 植栽は、芝又はジャノヒゲによるものとする。

二 植栽にあたっては、ブロック工法、樹脂保護材工法等の駐車による踏圧に対応する工法を同時に施すものとする。ただし、植栽の生育に支障をきたさないことが明らかであるときはこの限りでない。

三 植栽は、日照及び天水を見込める場所に行うものとする。ただし、植栽の生育に支障をきたさないことが明らかであるときはこの限りでない。

（塀等の技術的基準）

第五 規則別表第四第一号イ及び同表第二号イに規定する塀又はフェンス（以下「塀等」という。）に関する技術的基準は次のとおりとする。

一 塀等（塀等の基礎の部分を除く。）の透過率（垂直投影面積のうちに占める開口部の垂直投影面積の割合をいう。）が六十パーセント以上であり、かつ、塀等の基礎が敷地地盤面から高さ六十センチメートル未満であること。

二 接道部に敷地地盤面から高さ百二十センチメートル以上の生け垣又は樹木が植栽されていること。